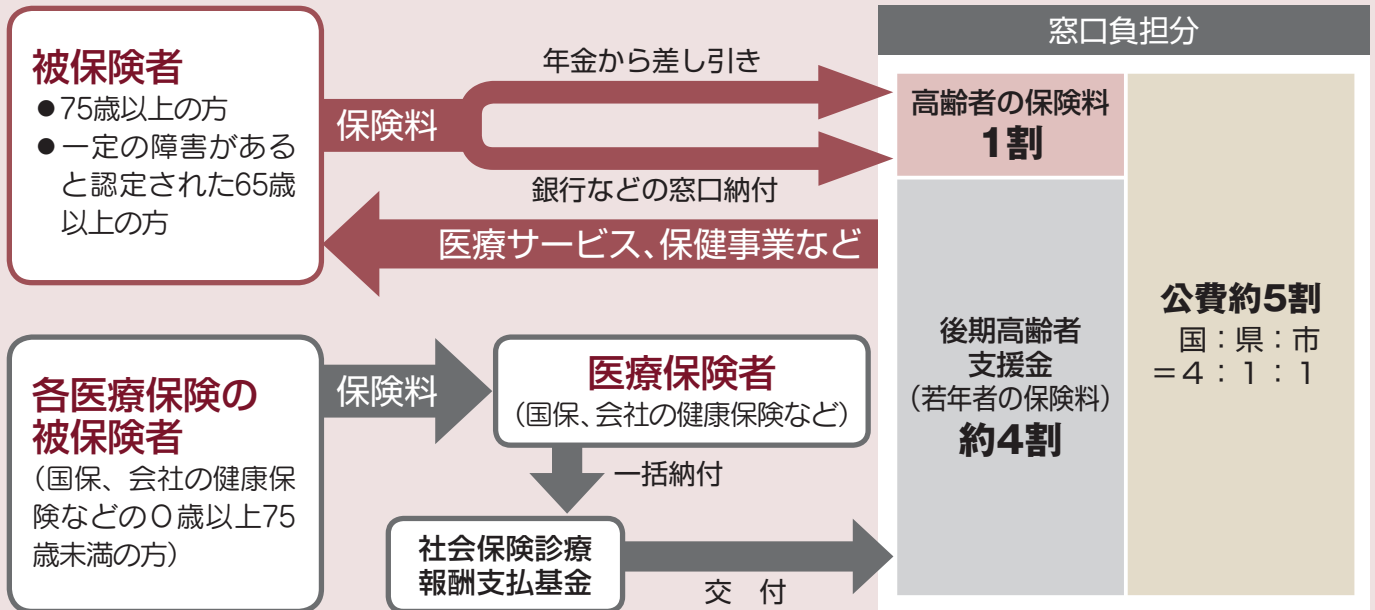


4月1日から後期高齢者

4月1日からは、すべての75歳以上の方および65歳以上で一定の障害がある方は、これまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退して、「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。

後期高齢者医療制度のしくみ



◎広域連合は、保険料率の決定、保険料の賦課、医療費の支給などの事務・財政運営を行います。

◎市は、保険証の引渡し、申請や届出の窓口受付事務、保険料の徴収事務を行います。

75歳以上の方は全員被保険者です

対象者	対象となる日
佐久市民で75歳以上の方	75歳の誕生日当日 例) 誕生日が5月15日の方→5月15日から適用
佐久市民の65歳以上で一定の障害があると認定された方	広域連合の認定を受けた日

社会保険などの被扶養者であった方も被保険者です

75歳以上の方（一定の障害があると認定された方は65歳以上の方）は後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで、国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者であった方はもちろん、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者であった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい保険証を1人1枚交付します。保険証には、窓口負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは必ず提示しましょう。

新しい保険証は、3月下旬にお届けします。

※現在お使いの国保や社会保険等の被保険者証および老人医療受給者証は使用できません。

◎現在、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、老人保健特定疾病療養受療証の交付を受けている方には、後期高齢者医療制度の新しい認定証および受療証を、保険証と一緒に3月下旬に郵送にてお届けします。

医療制度が始まります!

保険料は被保険者全員が納めます

老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞれ保険料(税)を納付していました。また、会社の健康保険などの被扶養者は、保険料負担がありませんでしたが、後期高齢者医療制度では被保険者全員が保険料を納めることとなります(保険料額は、100円未満の端数を切捨てます)。

保険料の決まり方

- 保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。
- 所得が高い方の保険料は、年額50万円が最高額となります。
- 保険料率は2年ごとに見直しがされます。

※長野県の保険料率は原則として均一になります。

保険料	=	均等割額 35,787円 (所得に応じて) (軽減措置あり)	+	所得割額 (総所得-基礎控除額33万円) × 6.53%
-----	---	---	---	------------------------------------

原則として年金から天引きされます

保険料の納め方は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金からあらかじめ差し引かれます(特別徴収)。それ以外の方は、納付書等で個別に納めます(普通徴収)。

- 【特別徴収】** ● 年金が年額18万円以上の方(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象となり、年6回の年金定期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

- **仮徴収** 前年の所得が確定するまでは、平成18年中の所得で算定された保険料を差し引きます。
 - **本徴収** 前年の所得が確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて差し引きます。
- ※仮徴収額決定通知書および特別徴収開始通知書を4月上旬にお送りします。

- 【普通徴収】** ● 年金が年額18万円未満の方および介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方が対象となります。

市から7月以降に納付書を送付しますので、納期内に指定された金融機関で納めます

所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって、7割・5割・2割軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額が下記の方が対象になります	均等割額
7割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	10,736円
5割	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯	17,893円
2割	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	28,629円

被扶養者の軽減措置

制度加入前日まで社会保険などの被扶養者であった方は、制度加入から2年間「所得割額」と「均等割額」が軽減されます。なお、4月から平成21年3月までの軽減内容は、高齢者医療に係る「凍結策」として特例で定められました。

適用期間		軽減内容	
		所得割額	均等割額
原則加入時から2年間		かかりません	5割軽減
特例として (20年度のみ)	4月から9月	かかりません	かかりません
	10月から3月	かかりません	9割軽減

◎現在、65歳以上75歳未満で老人保健受給者証をお持ちの方で、3月31日までに後期高齢者医療制度に加入しない旨を届け出た場合や、平成19年10月以降、国民健康保険から会社等の健康保険の被扶養者となった方は、4月の年金から保険料が引かれてしまうことがあります。後日還付しますのであらかじめご了承ください。

■お問い合わせ 健康づくり推進課医療給付係 ☎ 62 - 2111 (内線 255・256)